

經濟論叢

第七十三卷 第六號

- カレツキにおける獨占度概念の發展……嶋 津 亮 二 (1)
- 日本における金本位制の成立……………眞 藤 素 一 (23)
- 資本理論の二つの型……………前 田 敬四郎 (43)
- 會計検査院編 昭和28年 會計検査院年報…島 恭 彦 (56)
- エルスナー 「經濟恐慌」 (紹介) ……吉 信 爾 (60)
-

[昭和二十九年六月]

京都大學經濟學會

日本における金本位制の成立

—— 金本位制と日本資本主義 ——

眞藤 素一

目次

はしがき

第一章 明治初年より一八年（銀本位制確立）まで

(一) 資本の本来的蓄積と不換紙幣の濫發

(二) 資本の本来的蓄積の一應の結了と銀本位制の確立

第二章 一九年以後三〇年の金本位制確立まで

はしがき

資本主義社會における貨幣制度は、資本のための制度たる所にその本質を持つ。資本のための制度である以上、貨幣制度は當該資本主義社會の發生・發展・衰退と密接な聯關を持つてゐる。即ち前者の後者に對する及び後者の前者に對する規定・被規定の關係がそれである。ところで資本制貨幣制度の核心をなすものは本位制度であるが、小論は日本における本位制度特に金本位制と日本資本主義との右の如き聯關を歴史的に追求することを課題とする。

第一章 明治初年より一八年（銀本位制確立）まで

わが國における本位制度は新貨條令（四年）により、應の確立をみるのであるが、それは後述の如く金本位への志向を持つものであつた。然るに明治一三年に至るまでの不換紙幣の濫發は、幣制を極度に紊亂せしめ、右の金本位への志向に貨幣制度の整備・確立への志向を全く挫折せしめるに至つた。かかる歸結を導いた不換紙幣濫發の原因は、明治絶對主義政權の歴史的使命たる資本の本來的蓄積・資本制生産様式の導入に求め得る。従つて以下に以ては、まず資本の本來的蓄積と不換紙幣の濫發との相互關係を究明し、次いで不換紙幣の整理を伴う本來的蓄積の一應の終結と銀本位制の確立との相互關係を究明し、新貨條令における貨幣制度整備への志向が、ここに初めて實現することが示される。

(一) 資本の本來的蓄積と不換紙幣の濫發

徳川封建制下における商品生産に流通は、一方家内工業・問屋制家内工業及び少數のマニユファクチュアを生み出すと共に、他方商業に高利貸資本を發展せしめた。しかしながらこれらは何れも、現物地代を基軸とする封建的土地所有の強靱性の故に産業資本への轉化を阻止されたばかりでなく、特に後者は「寧ろこれを保存し自己の前提として維持」し封建的生產關係に寄生するに至つた。この轉化の強力的遂行に資本の本來的蓄積を自己の歴史的使命として登場したのが明治絶對主義政府に他ならぬ。資本の本來的蓄積は、明治政府が幕府・諸藩を自己の對立物に持つ極めて幼弱な政權であつたこと、及びそれが既に獨占資本主義に帝國主義段階に移行しつつあつた世界資本

主義の壓力―その殖民地化の危機の中に成立したことの結果として、(イ)舊封建的支配階級の土地所有の揚棄 (ロ)資本制生産様式の人爲的強力的創出―保護育成政策を内容とする。以下順次その過程を述べる。

まず舊封建的支配階級の土地所有の揚棄は、妥協と彈壓とを通じて遂行される。ここで問題となるのは妥協過程であるが、それは本質的には「天皇制的絕對主義的藩閥政權」たる明治政權の性格に由來するのであり、政治的には版籍奉還 (二年) を經て廢藩置縣 (四年) により一應終結する。これによつて舊封建的支配階級は土地所有―貢租徵集權より分離され、從來この土地所有の結實たりし家祿は、秩祿公債・金祿―貨幣支給形態・金祿公債―單なる擬制資本に轉化される。この過程は一方、舊支配階級の土地所有を妥協的―擬制資本交付により解體することによつて、彼等の上層部―諸侯・上中級武士を資本制生産様式の網の中に包攝すると共に下級武士をプロレタリア化し、他方權力の新政權への統一と單一の國內市場の形成とを達成した。

舊支配階級より分離された土地所有は、地租改正 (六年) を媒介としていわゆる半封建的土地所有に移行する。地租改正の果した役割については、優れた研究があるので省略することとして、唯次の點のみを指摘する。即ち地租改正の結果、一方農業生産の全剩余價值及び勞賃部分までもが地主・商業―高利貸資本に收奪されて工業資本に轉化されると共に、他方半農奴的零細耕作土壤より流出する低賃金勞働力が日本における勞働力の中核をなすという關係が成立するということ。

以上、舊支配階級の土地所有の揚棄により資本制生産への前提が確保されるが、舊封建制下に到達した商品生産―流通及び資本蓄積の低位性は、産業資本の自生的展開を蝸牛的たらしめざるを得ず、維新當時の對内對外情勢はかかる蝸牛的進行を許さなかつた。ここに資本制生産様式が、右の前提を基底としつつ「社會の集積され組織さ

れた強力なる國家權力⁶⁾たる明治絶對主義政權によつて人爲的・強力的に創出⁷⁾保護育成された所以がある。保護育成は (1)内外の緊迫せる情勢下に立つ明治政權が自己の權力の物質的基礎たる軍事工業⁸⁾鑛産業を官行、(2)舊幕下に成長せる商業⁹⁾高利貸資本を産業資本に轉化し財閥を育成することを中心として遂行され、軍事的色彩が極めて濃厚であつた。その具體的内容に關しては、多くの研究があるのでここでは省略する。

註(1) 資本論第三卷上高島譯二九三頁 (2) 藤田武雄「日本資本主義と財政」上七七頁 (3)(4) 秩祿公債は明治七年より三年間に交付、一六、五六五千圓。金祿公債は九年交付、一七三、九〇二千圓(大内兵衛「日本財政論公債篇」二二頁)尙、大内教授は二公債の役割に關し「一言以てこれを掩へば、それは封建的身分制度の基礎をなしていた封建的經濟關係を、資本主義的な經濟關係を以て置きかへ、それによつて前者を崩壊せしめたのだ」(前掲、二五頁)と指摘されている。(5) 資本論第一卷第二册高島譯七四六頁 (6) 保護育成が原蓄の強力な槓杆の一であることについて、マルクスは「保護制度は、製造業者を製造し、獨立労働者から收奪し、國民的の生産機關及び生活資料を資本化し、且つ古代的生産方法から近世的生産方法への推轉を強行的に短縮する所の人爲的な一手段であつた」(資本論前掲七五〇—一頁)と述べている。

さてこのような産業の保護育成¹⁰⁾資本の本來的蓄積には、巨萬の經費を必要とする。官行事業及び興業費・開拓費・博覽會費等への支出のみでも合計七六〇〇萬圓余に達し、更に民間産業に對する助成金・半官半民の會社企業への支出等を加へると、その合計は巨類となる。問題はこのような巨額の經費を如何にして調達したか、即ち資本の本來的蓄積の槓杆は何であつたかにある。一般に租稅・國債が本來的蓄積の槓杆たることは言うまでもないが、特にわが國に於ては國債と共に不換紙幣が重要な役割を果した。ここでは本來的蓄積が、その槓杆たる不換紙幣の發行その濫發¹¹⁾幣制の紊亂を通じて遂行される關係を明かにしよう。

當時發行された政府紙幣は太政官札・民部省札・大藏省兌換證券・北海道開拓使兌換證券の四種であるが、これら

を發行要因より見れば、(1)幼弱なる新政權が絶對的覇權を掌握するために發行せるもの、(2)産業の保護育成のため發行せるものに大別し得る。いま各々につきこの點より見れば、まず太政官札は三岡八郎(時の參與兼會計事務掛)の建議に基づき發行(元年)、當時新政權は歳入皆無に近く財政極度に窮乏し、加うるに討幕の大號令發せられ(元年正月)、ここに該紙幣が發行されるに至つたものである。發行總額四八〇〇萬兩中一七八九萬兩は産業保護育成のために使用し他は追討費その他に充てた。太政官札は發行當初流通困難を極め、最も流通した三府に於てさえ、正貨に對し六割余下落している。即ち太政官札はインフレ效果によつて商業—高利貸資本に巨額の資金を與え、封建的支配層の經濟的基礎を崩す作用を果したのである。次に民部省札は太政官札の補充として發行(二年)された。大藏省兌換證券は廢藩置縣による財政窮乏打開のため、三井組の信用を利用して發行(四年)され、正貨兌換であつた。發行制限額(六八〇萬圓)中二割は三井組の運用を許し、ここに商業—高利貸資本と明治政權とは密接に結合している。北海道開拓使兌換證券は北海道開拓資金に充てるため同じく三井組の信用を利用して發行(五年)され、正貨兌換である。かくて明治五年四月には、國內通貨として太政官札・民部省札・大藏省兌換證券・開拓使兌換證券・舊藩縣旗本札及び二分金・洋銀と少額の會社紙幣が流通する有様であつた。このうち紙幣は種々の曲折を経て同年以降漸次新紙幣に統一されるに至る。然るに新紙幣は當初の發行目的—紙幣の統一より逸脱して一時の歳入不足の補填(即ち繰替發行紙幣)・開拓使への貸付・爲替會社處分資金・西南戰費等に支出され、この分の發行が六二〇〇萬圓に上つた。かくて新紙幣は、一方新政權が残存封建勢力を打破して覇權を確立するため、他方前述の繰替發行及び準備金を通ずる資金の散布による産業の保護育成に使用された。即ち準備金總額(一二年六月末現在)五二〇〇萬圓中二三〇〇萬圓は、「民衆保護金及官業資本に供用」されているのである。

註(1) 土屋・岡崎共著「日本資本主義發達史概説」一六八—一七〇頁 (2) 元年四月會計局判事より大總督府參謀にあてた書に「御軍用ノ儀ハ方今ノ御一大事ニ御座候得共衆々奉申上候通當局ノ會計ハ名ハカリニテ空局同僚ノ儀々ク借入金ノミノ目當ニ御座候」云々とある (3) 紙幣整理始末報告「明治前期財政經濟史料集成第十一卷一八三頁」 (4) 發行標準を石高に取り一石一兩の割で發行、期限は一三年で祿高に應じて各藩及び民間に貸付く (5) 紙幣整理「前掲一八三頁」 (6) 小額取引用の一兩未滿紙幣 (7) 紙幣整理「前掲一九四頁」 (8) 準備は五〇%とし大藏省より交付 (9) 紙幣整理「前掲一九五頁」 (10) 發行高の三分の一の準備とし新貨幣を充つ (11) 紙幣整理「前掲一九六頁」 (12) 發行者は二四四藩一四代官九旗本、その種一六九四に上り、金札・銀札・米札・錢札・傘札等があつた (明治財政史第十二卷一八六頁) (13) 交換終了は大政官札・民部省札一年、大藏省兌換證券・開拓使兌換證券一二年、藩札一二年 (14) 紙幣整理「前掲一九一—六頁」 (15) 財政準備・紙幣交換の目的で明治二年頃より蓄積され五年金庫準備金と名付け、八年會計年度を設く (16) 紙幣整理「前掲二三五—六頁参照」。民間貸付の目的は物産繁殖・輸入防遏・事業獎勵にあつた (藤田氏前掲一三二頁) (17) 明治財政史第十二卷二三二頁

さて紙幣には政府紙幣の外に銀行紙幣が存在した。そもそもわが國における銀行類似會社は爲替會社を似て嚆矢とするが、その廢止後國立銀行條令(五年)による銀行が設立された。同條令は(1)金札引換公債證書の利用による太政官札の回收、(2)爲替會社なき後の民間金融のため兌換券(正貨準備)發行の國立銀行の設立を目的とした。前述の如く資本蓄積の低位な當時、資本制生産への急速な移行のためには、何よりも貨幣資本の集積を必要とし、その貸出による産業の育成を計つたものと考へべきである。今三井・小野組の資本を基礎とした第一國立銀行開業後半期の營業成績を見るに、資本金三〇〇萬圓に對し三二五萬圓の貸出を行つて居り貸出先は商業—高利貸資本であり、自らも巨額の政府資金の運用によつて利益を得ている。さて實際に開業したのは四行のみで、しかも政府紙幣の下落により金紙の差を生じ、入超相次ぎ、加うるに金銀比價變動あり、かくて金・銀は滔々として海外に流出した。そこで正貨兌換の銀行券は發行すれば隨つて兌換されるという狀態で、發行不可能に陥り、流通額も極く少額

であつた。かくては貨幣資本の集積→産業の育成なる設立の目的は達成し難い。第二に金庫公債發行（九年）に際しその價格の下落防止を圖つて舊封建的支配階級を資本制生産の中に引き入れること。以上の二つを理由として國立銀行條令を改正（九年）し、金貨兌換を排して準備を政府紙幣としたのであるが、このため當初の目的の他の一半は失敗に歸した。即ち國立銀行券の不換紙幣化は産業の育成のために政府紙幣の整理を犠牲にすることによつて行われたのであつて、前者の達成が如何に重要であつたかを示すものである。

註(1) その方法。資本金の十分の六を太政官札で政府に納付し、政府は同額の金札引換公債證書を手交。この公債を紙幣發行の抵當として政府に納付し同額の銀行券を發行（「紙幣整理」前掲二〇二頁） (2) 藤田氏前掲六五—六頁 (3) 六年二〇四二、七年一二九二三、八年一四三六五、九年二四〇八千圓（「紙幣整理」前掲二九二頁） (4) 四半利付以上の公債で資本金の十分の八に當る額を政府に納付しそれと同額の銀行券の發行を許し、且資本金の十分の二は通貨を積立てて交換準備とする（「紙幣整理」前掲二〇三頁）

かくて明治政權は三岡八郎が「紙片もて天下を取れり」と言へる如く、不換紙幣の發行によつて絶対主義政權としての自己を確立し、この權力によつて不換紙幣・銀行紙幣を發行し、資本制生産様式の人爲的・強力的創出→保護育成→資本の本來的蓄積を強行したのである。

然しながらこのような政策は、幣制を極度に紊亂せしめ早晚矛盾に逢着せざるを得ず、遂に西南の役を契機として不換紙幣インフレーション¹⁾となつて暴發した。インフレーションはその進行につれ、一方勞働者・農民・中小商人・中小國債所有者の收奪と地主・大商人・銀行資本の富の蓄積とを進行せしめると共に、他方本來的蓄積の桎梏へと轉化していつた。かくて明治初年以來の經濟政策はここに大きな轉換を遂げる。

註(1) インフレーションに關しては拙稿予定の「日本インフレーション史」を参照されたい。

(二) 資本の本來的蓄積の一應の結了と銀本位制の確立

政策の轉換は明治一三〜四年に生じ、それは紙幣整理・工場拂下げによる本來的蓄積の遂行なる形態をとつて現われ、この兩者の終結は同時に本來的蓄積の一應の結了を濟らし、本來的蓄積の一應の結了が銀本位制の確立を規定するという關係に立つ。以下その過程を見よう。

(イ) 紙幣整理。明治一四年(十月)の政變により松方氏大藏卿となり、(1)歳入剰余の利用 (2)進備金中の正貨の増

加を背景とする中央銀行の設立及びその兌換券の發行という方針の下に紙幣整理に着手した。當時の紙幣流通高は第一表の通り。繰替發行紙幣は、その發行停止・歳出入出納順序の改正・中山鐵道公債金の運用により全部回收

第一表

	金額
第一種 政府紙幣發行	105,905,212
繰替發行 政府紙幣	14,500,000
小計	120,405,212
銀行紙幣	34,898,030
合計	154,803,242

1) 14年10月末單位千圓
2) 「紙幣整理始末報告」
前掲216頁

(一六年一月)し、大藏省證券規則の制定(一七年九月)により再び發行されなかつた。第一種政府紙幣に關しては一五〜一七年度各官廳歳出定額の据置による歳入剰余を以て銷却資金に充てんとしたが、朝鮮事件・軍擴・デフレによる稅收減等のため計畫に齟齬を來した。そこで増稅・新稅の賦課による稅收の増加を圖り、その一半は紙幣銷却に、他は準備金に繰入れて正貨買入に使用した。更に金札引換公債證書の發行により紙幣を銷却。他方かくして蓄積された準備金を輸出爲替買取資金に運用して正貨の蓄積を圖ると共に、日銀に國庫の出納を委託し、余裕ある場合には内外正貨・地金銀の購入に充てさせた。次に銀行紙幣に關しては金融機關の整備を通ずる該紙幣の銷却を企圖し、まず日銀を設立(一五年六月)して金融機關の中樞たらしめると共に、他方國立銀行條令の改正を行つた(一六年)。これにより國立銀行の紙幣發行權を剝奪すると共に合同銷却法により既發行紙

第二表

項目 年次	第一種 政府紙幣	繰替發行 政府紙幣	銀行紙幣	國庫準備 正貨	紙幣對正 貨	高準合 通する割 流す貨
明治 14年	105,905	13,000	34,396	12,699		% 8.3
15年	105,369	4,000	34,385	16,730		11.6
16年	97,999	0	34,275	25,876		19.6
17年	93,380	0	31,015	33,569		27.0
18年	88,345	0	30,155	42,265		35.7

1) 12月末日現在 單位千圓
2) 「紙幣整理始末報告」前掲 244~5頁

かくて第二表に見られる如く、政府銀行紙幣は收縮し、正貨蓄積は増大した。銀紙の差は一七年(七月)僅か四錢七厘、一八年末には僅か一厘となつた(一四年四月七九・五錢)。かかる急激な紙幣整理は深刻なデフレを齎らし物價は急激に下落し金利は低下し有價證券は騰貴した。しかも整理過程が示すように、それは大業課税と飢餓輸出とに依存したのであつて、このことは紙幣整理が中小商業者・農民・勞働者の犠牲の上に強行されたことを意味する。他方、銀行資本・政商は富の集積を遂行し、農村に於ては少數の地主・富農・中農上層と多數の貧農への階級分化が進行した。かくて紙幣整理は、一方資本の本來的蓄積を促進すると共に、他方貨幣制度整備の前提を確立したのである。

註(1) 紙幣整理は既に明治一二年より大隈・佐野によつて着手されたが效果はなかつた(瀧澤直七「稿本日本金融史論」一五六—一六〇頁) (2) 「紙幣整理」前掲二〇〇—一頁 (3) 賣業印紙税・米商會所株式取引所仲買人税新設、酒造税則・煙草税則改正(一五年)、醬油税・菓子税新設(一八年) (4) 「紙幣整理」前掲二三三頁 (5) 銷却は其後も繼續され、政府紙幣は三三年、銀行紙幣は三一年に終了(沖中恒幸「日本銀行」五三頁) (6) 物價指數一四年一四五・二、一五年一四三・二、一六年一四一・三、一七年一〇三・八、一八年一〇四・八(瀧澤氏前掲一

七二頁) (6) 平野義太郎「ブルジョア民主主義革命」二七二頁。

(四)工場拂下げ。明治一三年佐野・大隈の財政緊縮方針の下に「工場拂下げ概則」が公布(一月)せられ、これを基調として従來の官行方針を放棄して官營産業の拂下げが進行する。その際純粹に軍事的意義を持つものは、これを絶對主義政權の手中に確保し、その他の鑛業・造船・化學工業・紡績・製絲はすべて民間に拂下げた。しかも「概則」の廢止(一七年)以後それは急速に進み、特に鑛業・造船・化學工業は商業―高利貸資本たる特權的政商(三井・三菱・住友・安田・吉河・淺野)に無償にも等しい條件で拂下げ、後年の巨大財閥の萌芽を創出するに至つた。これにより一九年以後の好況期に商業―高利貸資本の産業資本への移行の基礎は確立し、更に絶對主義政權と商業―高利貸資本との結合はますます緊密化するに至る。かくて明治一八年未におけるわが國の産業は、一方における近代的生産様式下に稼働される龐大なる軍事工業及び特權的政商の掌握下の造船・鑛山・化學工業及び紡績業と、他方における製絲・醸造に見られる問屋制家内工業及びそれと結合せるマニユファクチュア並びに織物・陶磁器に見られる手工業・家内工業、この二大範疇が並存するに至つた。

註(1) 拂下げの具體的事例に關しては藤田氏前掲一六五―六頁参照 (2) 山田教授は拂下げの政治的意義に關し「地主要素とブルジョア要素とを統合して半隷農的零細耕作農民及び半隷奴的賃銀労働者の靜定保證たることをその特質とする形態たる所の制限的議會形態、それへの移行の前段階的な過程に外ならぬ」と評價されている(山田盛太郎「日本資本主義分析」七三頁)

かくて資本の本來的蓄積は、明治一八年を以て一應の結了を告げ、一方における軍事工業及び鍊鑛産業を獲得して今や産業本に轉化せんとしつつある商業―高利貸資本と、他方における半農奴的零細耕作土壤から流出する特殊日本型プロレタリアートが形成される。しこうして本來的蓄積の一應の結了は、來るべき資本制生産展開の前提たる貨幣制度の整備を要請するに至る。即ち「中央銀行を設立し、徹頭徹尾信用を以て根據とし、全國理財の樞要を

執らしめば、則ち金融始めて疏通し商業始めて隆興すとする松方伯の見解の下に、健全且統一された貨幣制度の確立・豊富低廉な産業資金の供給・銀行の中核たることを使命として日銀が設立され、貨幣・金融制度の中樞機構たらしめられた點にかかる要請の實現への布石が見られるのであつて、一八年の銀本位制の確立は本來的蓄積の一應の結了によつて規定されたのである。以下この點を明かにしよう。

ここで本位制度に關して簡單に觸れておきたい。貨幣商品としての金(銀)は社會的には流通空費に他ならぬ。この流通空費は商品生産—流通の發展と共にその節約への衝動を喚起する。かかる流通空費の節約—貨幣金(銀)の節約は特定の形態規定における貨幣たる金(銀)を代理するものを利用することによつて可能となる(勿論、この利用それ自體特定の形態規定における貨幣金(銀)の運動がこれを可能にするのであるが)。これ即ち鑄貨及び紙幣・銀行券等の貨幣代替物に他ならぬ。ところでこれらの鑄貨及び貨幣代替物は經濟の發展と共に資本によつて積極的に利用され、單なる金節約の域を超えるに至る。悪鑄・流通必要量以上の價值表章の増發・爲替相場場の下落等がそれであつて、その爲價格標準の變化による商品價格の變動を招く。そこで一方では貨幣金(銀)を節約しつつ、他方では價格標準の變化による商品價格の變動を避けんとする資本のための機構が、即ち金(銀)本位制度である。しかうしてそれは (1)金(銀)の鑄造・鑄貨の自由・金(銀)輸出入の自由による鑄貨と金(銀)地金との連繫、又は (2)兌換の自由・金(銀)輸出入の自由による貨幣代替物と金(銀)地金との連繫を保障することによつて、制度的に達成される。このように金(銀)本位制に於ては、それが資本のための制度であるという點が重要なのであつて、この制度は具體的には(1)又は(2)又は(1)(2)の併用を内容とする。

さて政府は、明治三年(十一月)銀を本位とすることに決したが、大藏少輔伊藤博文の建議の結果變更されて新

貨條令(四年)が公布されるに至り、ここにわが國の本位制度は一應確立される。同條令は金を本位貨幣としてその無制限通用を認め、⁵⁾ 銀貨は制限通貨とし、⁶⁾ 金・銀貨の自由鑄造を認め、⁷⁾ 更に東洋貿易が銀を以て國際通貨とした關係上、貿易銀を鑄造して開港場における無制限通用(但し開港場のみ)を認めて⁸⁾ いる。通常同條令を以て金本位制を確立したものとされているが、銀の自由鑄造を認め、更に「價格比較は當分銀貨百圓に付本位金貨百圓の割合」として恰も銀貨が基準であるかの如く規定している點よりして、それは金銀複本位の實質を持つものであつた。加うるに政府紙幣の下落により金紙の差を生じ、入超を齎らした⁹⁾ こと及び銀價の下落が生じたこと(八年以後)等により、金貨は驅逐されて大量に流出し、¹⁰⁾ 實質的には銀單本位であつた。かくの如く新貨條令における金本位制への志向が挫折した所以は、不換紙幣の濫發により幣制が紊亂したこと及び東洋貿易が銀を以て國際通貨としたという國際的商品流通の論理が、かかる非現實的な本位制度の存在を許さなかつた點に求むべきである。明治一二年の布告によつて貿易銀の内國租税及び公私一般の取引における無制限通用を認め、¹¹⁾ 法制的にも金銀複本位としたことはかかる事實の追認に他ならず、實質上は一二年以後も銀單本位であつた。然しながら當時國內通貨の殆んど全部を占めた政府紙幣・銀行紙幣は、何れも本位貨幣たる銀とは何等の連繫なき不換紙幣であつた。ここに元來資本の本來的蓄積を遂行するために發行されたこれらの紙幣が、インフレーションを契機としてその桎梏に轉化せざるを得なかつた所以がある。それ故にこそこの本來的蓄積の一應の結了は、紙幣整理による貨幣制度整備の前提の確立を基低としつつ資本制生産の展開に備へて、價格標準の變化による貨幣側よりする經濟の攪亂――商品價格の名目的變動――インフレーション又はデフレーションを防止するため、國內通貨――紙券と本位貨幣の連繫を圖ることにより、價格標準の變化による商品價格の變動を防止する本位制度の採用を通ずる貨幣制度の整備を要請するに至つたのである。

即ち滄澤榮一が「吾儕銀行者も亦大に挽回の策を講じて紙幣兌換の制を行はんことを熱望したり。幸にして我政府は銳意に紙幣減縮の政略を執り百方力を盡して；明治十八年五月始めて兌換紙幣を發行し、昨十九年一月に至りて遂に兌換の制を實行するを得たり」として、銀本位制確立への政府の努力に謝意を表した所以である。明治一七年の「兌換銀行券條令」及び一八年の兌換券の發行は、正にかかる意味における本位制度を確立したものと云うべく、わが國における本位制度はこの時に初めて確立したとさえ言えるのである。同條令によれば、銀行券の銀貨兌換を明記し、更にその發行高に對して引換準備として相當の銀貨を備へることを命じている。銀貨兌換とした所以について松方氏は、わが國が實質的には銀貨國であつたこと、及び國際的にも東洋諸國が銀貨國であつた點を指摘している。即ち國際的商品流通の論理がわが國をして銀本位制をとらしめたと言える。しかうしてこの條令に於ては「相當の」というのみでそれ以上明確にされなかつた準備規定に關しては、「兌換銀行券條令中改正」(二二年)第二條で「日本銀行は兌換銀行券發行高に對し同額の金銀貨及地金銀を置き其引換準備に充つべし。日本銀行は前項の外特に七千萬圓を限り政府發行の公債證書大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證とし兌換銀行券を發行することを得」と詳細に規定されるに至つた。かくてわが國の本位制度は、流通空費―貨幣銀の節約を兌換券の發行なる形態で行うこととなり、名實共に銀本位制を採用したのであり、しかうしてこの銀本位制の採用は資本の本來的蓄積の一應の結了によつて規定されたのである。

かくて明治初年以來紊亂せる幣制は銀を基礎とする兌換券の發行に統一され、新貨條令における貨幣制度整備への志向はここに實現され、これを前提として今や産業資本の確立への推轉が開始される。

註(1)「紙幣整理」前掲二二五頁 (2) この點川合一郎氏の「金本位制について」(大阪商大經濟學雜誌二七卷四・五號)に負

う所が多い。記して感謝したい。(3)「貨幣商品としての金銀は、これを社會の立場からみれば、生産の社會形態にのみ起因する所の流通費用を形成するものである」(資本論卷二卷高島譯一〇四頁。(4)同じ貨幣代替物でも銀行券は所謂手形性を持ち、この點紙幣とはその性格を異にする。が他方それは所謂紙幣性を持ち、この意味に於てそれは貨幣代替物と言へる。「流通諸費用中の主なる一は、それ自身價值たる限りでの貨幣そのものである。この貨幣は、信用によつて次の如く三通りに節約される：C、紙券を以つて金貨に代用すること」(傍點眞藤)(資本論卷三卷上高島譯三九六—七頁)(5)(6)(8)「明治財政史」第十一卷三四三頁參照 (7)新貨條令の前文で「貨幣は天下萬兵の通寶たる主旨に基き地金を持參して引換を望むものは速かに改鑄して通用貨幣を渡すべし」としている(「貨政考要」明治前期財政經濟史料集成第十四卷四八頁)(9)即ち明治四一八年六月の金貨發行高五〇〇萬圓餘中、一三年までの流出高は三九〇萬圓餘に達した(明治財政史第十一卷四〇二—三頁)(10)明治財政史第十一卷四〇二頁參照 (11)明治二〇年五月鹿鳴館における同盟銀行の政府招待祝宴における濫譯案一の演説。「明治財政史」第十一卷二四七頁 (12)(13)同條令第一・二條 (14)明治一八年六月松方伯の各銀行頭取に對する演説。「明治財政史」第十一卷二四一頁。

第二章 一九年以後三〇年の金本位制確立まで

一九年以降經濟は次の様な經過を辿る。紙幣整理の成功・貨幣制度の確立は經濟の發展を促し、金融緩慢・金利低下・銀價下落による出超はこれに拍車をかけ、ここに二〇—二二年の好況時代が訪れ、鐵道・紡績・鑛業がその中心をなす。然しながら、銀行のオーヴァー・ローンに依存しての資本蓄積を超えた企業の設定は、早晚矛盾に逢着せざるを得ない。即ち銀行貸出の設備投下↓その資力の減少↓日銀依存。然るに二三年銀價急騰↓入超↓正貨の減少↓日銀金利引上↓銀行資力の一層の減少↓企業資金難となり、ここにわが國最初の資本制恐慌が爆發(二三年)

第三表
主要工業生産力指數

年次 項目	明治 19年	22年	23年	26年	28年	30年
生糸	52.8	62.3	66.3	94.2	122.9	118.0
綿糸	5.3	22.9	35.9	78.4	125.4	174.8
織物	22.6	55.4	46.3	82.1	134.8	171.6
造船	29.2	58.7	156.1	88.5	219.1	321.4
鐵	70.8	103.2	108.1	87.5	132.7	144.0
銅	49.1	81.6	91.5	90.4	96.0	102.4
石炭	43.7	65.0	69.5	114.7	134.2	187.1
總平均	51.2	68.3	77.7	91.8	125.2	148.7

1) 明治27年=100

2) 森喜・「日本資本主義發達史序論」二九五頁

し、この年を以て資本の本來的蓄積は完了する。これに續く不況過程で資本の集中が進行し弱小企業が淘汰される。二八、三二年再び好況、鐵道・紡績・肥料がその中心をなす。以上の過程を通じて商業—高利貸資本の産業資本への轉化が行われる。第三表はその一端を示す。

さて産業資本は生産手段生産部門と消費資料生産部門との再生産確保により確立する。山田教授によれば、紡績業に於ては二三年内地産生高が輸入高を凌駕し、三〇年輸出高が輸入高を凌駕する。更に絹織業に於ては一八年内地生産高が輸入高を凌駕し、製絲業に於ては二七年器機製絲高が坐繰製絲高を凌駕し、絹織業に於ては一九年絹織生産額が綿織を凌駕する。更に二九年八幡製鐵所設立され、生産手段生産の展望を與える。かくてわが國における産業資本の端緒的確立期は明治三〇年とされる。しかうして産業資本の端緒的確立はわが國本位制度の金本位制への移行を規定する。以下この點を明かにしよう。

明治六年以前の世界の金銀比價は凡そ金一對銀一五・五の割合を保持していたが、四年頃より世界の銀産額は第四表の示す如く急激に増大し、加うるにドイツの金本位制採用（六年）以降或は金本位の採用

或は銀貨の鑄造停止を行う國相次ぎ、爲に銀價は急激に下落（第四表参照）するに至つた。ここに於て銀産出國たる

第四表

項目	銀額 指數	1に對 する割 合
明治元年	100	15.59
4年	147	15.57
6年	144	15.92
9年	157	17.88
11年	170	17.94
14年	183	18.16
18年	213	19.41
20年	223	21.13
21年	252	21.99
22年	279	22.10
23年	292	19.76
24年	318	20.92
25年	355	23.72
26年	384	26.47
27年	382	32.56
28年	388	31.61
29年	383	30.65

「明治三十年幣制改革始末概要」
明治前期財政經濟史料集成第11
卷424-440頁

アメリカはブランド條令
を制定（一二年）して、銀
買入・銀貨鑄造を行い、
更に二三年にはブランド
條令を廢止しシャーマン
條令を制定して銀買入額
を擴大し、銀價下落を阻

止せんとした。そのため銀價は動搖常なき有様となつたが、その下落の大勢は如何ともし難く印度の銀貨自由鑄造
停止（二六年）・銀輸入に對する課税（二七年）を契機として大暴落を演じた。かくて銀價の趨勢は傾向的には下落
しつつも絶えざる動換を繰り返すに至つたのである。銀價の變動は、銀本位制確立後のわが國經濟に多大の影響を
與えた。それは一方に於ては二〇年以降の經濟變動が銀價の動きとほぼ一致している點に現われ（既述の經濟變動過
程の説明と第四表とを對照されたい）、他方に於ては商品輸出入と銀價とが符節を合している點に現われる。即ち第四、
五表によれば、商品輸出入の伸縮が銀價の變動と歩調を一にしていることは明かである。ところで世界における銀
生産高の増大、世界各國の金本位採用・銀貨鑄造停止による銀價のかかる變動は、銀本位の本位制度として持つ意
義・機能を喪失せしめざるを得ない。何故なら銀價の變動はそれを本位とするわが國の爲替相場を變動せしめるが
（第六表参照）、かかる原因による爲替相場の變動は價格標準の變化に他ならず（勿論、銀産額の増大による銀價の變動
は、單なる價格標準の變化とは異なり、價值關係の變化に基づくものである、従つてこのような變動は區別しなければならぬ）。

第五表

單位千圓

項目 年次	生糸 輸出高	羽二重 "	綿織糸 "	輸出 總額	機關車 輸入高	諸紡績機 "	輸入 總額
明治 19年	17,321	—	—	48,876	90	44	32,168
20年	19,280	—	—	52,407	95	124	44,304
21年	25,916	—	—	65,705	301	1,109	65,455
22年	26,615	—	—	70,060	284	870	66,108
23年	13,859	818	2	56,603	659	1,065	81,728
24年	29,356	1,445	7	79,527	595	522	62,927
25年	36,269	4,030	7	91,102	200	354	71,326
26年	28,167	3,553	59	89,712	356	1,912	88,257
27年	39,353	7,254	955	113,246	1,580	2,858	117,481
28年	47,866	8,354	1,034	136,112	1,163	1,896	129,260
29年	28,830	7,052	4,029	117,842	1,620	2,992	171,674
30年	55,630	9,530	13,490	153,135	4,235	5,401	219,300

大藏省編「大日本外國貿易三十七年對照表」より作成

かくては貨幣側よりする商品價格の名目的變動を惹起せざるを得ないからであり、先の經濟變動・商品輸出入の變動の原因もここに求められねばならぬ(尤も經濟變動はこのような名目的な商品價格の變動によるものと、價值關係の變化による實質的な變動とがからみ合つていたことは言うまでもない)。産業資本の端緒的確立が價格標準の變化による商品價格の變動の防止を可能にするより安定せる本位制度としての金本位制への移行を要請する所以はここにある。さればこそ松方氏は衆議院における貨幣法改正に關する演説に於て金本位採用の利益として物價變動を避け得ること、輸出増進、爲替變動の減少、金融の擴張を擧げていたのである。しこうしてわが國に於てはこの移行の推進者は産業資本ではなくして絶對主義政府であつたことが特徴的である。即ち絶對主義政府は自己の持つ矛盾的格の故に、一方、爲替相場の安定及びそれを通ずる

第六表

項目 年次	倫敦參差相場	
	最高	最低
明治19年	志片 3・4・5	志片 2・11・8
20年	3・4・1	3・0・5
21年	3・1・9	2・11・8
22年	3・2・9	3・0・3
23年	3・10・0	3・0・8
24年	3・5・8	3・1・1
25年	3・1・1	2・8・3
26年	2・9・0	2・3・3
27年	2・3・5	1・11・5
28年	2・2・9	1・11・1
29年	2・3・0	2・0・9
30年	2・1・9	1・11・8

大正明治「新聞新報」160~161頁
「東洋經濟總覽」

絶對主義政府のかかる志向を背景として、本位制問題はここに朝野の注目の的となり、激しい論争が展開される。

ここで問題とすべきは資本自體の意向であるが、結論的に言えばそれは改革反對若しくは時期尙早を主張する。例えは當時の財界の巨額澁澤榮一は「金銀比價變動の爲に歐米金貨國は非境に陥りたるも、我邦は却て大に利益を享けたり。故に今日に至り俄に現行の貨幣制度を改正すべき必要なし。…歐米金貨國は必ずや今日の慘狀に懲りて…金貨制度を墨守する能はずして終に複本位制を採用するに至らん、此時に際して我邦も之に同盟し、始めて現行の制度を改正する決して晚きにあらざるなり」と反對¹⁰⁾時期尙早を唱へている。次に大倉喜八郎は「何ぞ俄に今更當然享有すべき利益を棄てて金貨本位を採るの要あらんや、幣制を改革するの日は必ずしも今日に限らざるなり」と反對¹¹⁾している。最後に當時の資本主義的イデオログ田口卯吉は「本員の所見以上の如くなるを以て、我政府は宜しく此際貨幣制度を動かすべからず。單に歐米諸國を勧誘して速に複本位制を實行せしめ…」として反對¹²⁾將來における複本位制採用を主張している。銀價下落による出超の恩恵に浴していた資本としては蓋し當然の見解ではあろうが、目前の利潤追求衝動に驅られて當時既に銀本位制がその意義・機能を喪失していた事實を把握し得なかつた短

物價の安定を可能とするより、安定せる本位制度、他方、低位なる資本蓄積の高度化及び軍擴資金調達のための外資導入を可能とする本位制度、としての金本位制の採用により、既に端緒的に産業資本主義段階に到達せるわが産業資本の育成・發展を志向・希求するに至る。¹⁰⁾ 銀價變動による經濟變動を基底とし

見と言ふべきである。

さればこそ政府は自己の方針の實現に確信を持ち得たのである。即ち貨幣制度調査會を設置し（二六年）、(1)近時金銀價格變動の原因及び其の一般の結果、(2)近時金銀價變動のわが經濟界に及ぼす影響、(3)近時金銀價格の變動は我邦現行貨幣制度を改正すべき必要あるや否、若し其必要ありとする時は新に採用すべき貨幣本位並其施行方法なる三項目に互る問題の研究に當らしめた。該調査會は二八年に至り報告書を提出し、僅か一名の多數を以て金本位制採用の意見を具進した。¹³⁾時恰も日清戰爭の結果、償金を獲得して金準備整うに至り、松方藏相は再び金本位實施に關する調査（三〇年）を行わしめ、遂に明治三〇年貨幣法案・同附屬法案を議會に提出し、その協賛を得て、ここに貨幣法は成立した。同法によれば金を本位貨としてその無制限通用を認め、¹⁵⁾金貨の自由鑄造を許し、¹⁶⁾更に同時に公布された兌換銀行券條令の改正により、銀行券の金貨兌換が規定された。¹⁷⁾ここに於て、兌換券の發行により流通空費―貨幣金を節約する金本位制は確立されたのである。

かくして明治三〇年の金本位制は絶対主義政權がその性格の故に、既に端緒的に産業資本主義段階に到達せる産業資本の育成・發展を志向し、一方における爲替相場の安定、他方における低位なる資本蓄積の高度化及び單擴資金の調達の爲の外資導入を可能とする貨幣制度として採用した資本のための制度であり、¹⁰⁾その成立は産業資本の端緒的確立によつて規定されたのである。

註(1)(2)(3)(4)(5)(6) 山田氏前掲二二・二三・二七・三七・四三・一一二頁 (7) 六年アメリカ・スエーデン・ノルウェー金本位

採用、フランス造幣局における銀の受入額を制限、七年ラテン同盟諸國本位銀貨の鑄造額を制限、八年スイス銀貨鑄造停止、九年フランス・ベルギー・スペイン・ロシア銀貨鑄造停止、アメリカ貿易弗銀貨の合法資格を廢止（明治三十年幣制改革始

- 末概要」明治前期財政經濟史料集成第十一卷四二三頁 (8) 明治財政史第十一卷一八二—三頁 (9) 「貨幣法改正に關する松方伯の演説」明治財政史第十一卷參照 (10) 「貨幣制度調査會報告」明治前期財政經濟史料集成第十二卷四三二頁 (11) 滙澤榮一自敘傳六六五頁 (12) 「貨幣制度調査會報告」前掲四二五頁 (13) 改正必要ありとする者八名必要なしとする者七名前者中新本位制度に關しては金本位を可とする者六名複本位を可とする者二名 (14) 「貨幣制度調査會報告」前掲三八八—四三九頁 (14) 二三千萬兩、これを英貨で受入れることとした (明治財政史第十一卷五七四頁) (15) (16) 「純金ノ量目二分ヲ以テ價格ノ單位トナシ之ヲ圓ト稱ス」(第二條) 「金貨幣ハソノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス」(第七條) 「金地金ヲ輸納シ金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ政府ハ其請求ニ應スベシ」(第一四條) (17) 「兌換銀行券ハ日本銀行條例第十四條ニ據リ同銀行ニ於テ發行シ金貨ヲ以テ兌換スルモノトス」(第一條) (18) この見地に立つ賛成意見は財界にもあつたのであつて、例えば「金貨本位の採用はこの點(外資導入)に於て實業家の賛成する所となり、議會に於てもこの方面より賛成した者尠くなかつた」(滙澤氏前掲四九九頁) (19) 資本は前述の見地から金本位制に反對したが、絶對主義政權の本位政策の歸結が結局資本のための制度であつたことは、金本位實施後の金本位と日本資本主義との關聯を分析する續稿に於てより具體的に解明するが、ここでは滙澤榮一の次の言葉を引用しておこう。「後日に至つて應慮するに反對を唱へたのは全く私の短見であつた。そして猛烈な反對を排して幣制改革を斷行すべく大英斷に出でられた松方公の先見の明に敬服したのである」(滙澤榮一自敘傳六五二頁)

〔追記〕本研究は昭和廿八年度文部省科學研究費による研究の一部である。